

郵政省 電気通信 電気通信事業部 事業政策課
「IT革命を推進するための電気通信事業に対する競争政策の在り方」
に関する意見募集」担当 御中

標記に関する意見

平成12年9月14日

国民のための電気通信をめぐり
管轄県民の会 二宮 浩夫

謹啓 貴取 ますます御清祥のニヒと存じます。

当会は昭和59年、1984年、電電民営化問題を契機
として、電気通信、情報通信問題を、地域一般利用者、
消費者の見地から研究運動を、学者研究者を含める団体、
個人、市民的団体として15余年間、管轄県下を中心に活
動して11年余である。役員会での討論、自説の内容を、副会
長 二宮 責任で記述した意見書である。

貴取 ならぬに審議委員各位の御高覧に伏す。

意見

3. NTTグループの位置付け、通信主権の確保について、

昨今の国内外の情報通信業界の激変の中より明らかになり
つつある事態である。それは各国が自国の基幹的通信企
業（フロッグ・シム・パルコ）を、その国の安全保障、主権保持と
社会、経済活動の必要から国策として確立保持しつつ、国際的
進出、提携を図ろうとしていることである。

規制緩和を主張するに熱心なアメリカなどにも、他国通
信企業との進出、買収に対抗、反対する議員団の活発な
運動がある冷厳な事実を注目する必要がある。

今、わが国の情報通信問題での通信主権については、国家主権、安全保障、経済活動の守り問題など広い意味からプロダクトが必要とされている。今夏の「日米経済交渉」の障害は深刻なものである。近時、公共的義務をNTT法に於て負う最高の執行責任者であるべきNTT持株会社の社長からの、完全民営化によつてのNTT法からの脱却、公共的義務の放棄を求める公然たる発言が、繰り返されることは、理解に苦しむ。

① NTT法にもとづく、政府持株保有の特殊会社として、公共性保持義務と国の通信主権に責任を負う国策会社としての位置づけを明確にする必要がある。

NTTグループの「完全民営化」の主張には反対である。

② 外資規制、政府の株式保有義務は今後も維持する。

日本の場合、NTTAの前身である日本電信公社、国知通信省の例などは、諸外国とは異なり、利用者の加入費、設備負担金など、一般利用者からの資金提供によつて事業の急速な発展を図ってきた特殊なことから、単なる株式保有率だけでは済まされない事情がある。

一般利用者、国民が持つ、「一種の資金採的凶題があることを忘れてはならない」、NTTAの事業の資産はAT&Tなどとはちがつて国民共有の財産であることを銘記してほしい。

最近の情報通信（放送業界）の買収金額が数十兆円から十数兆円と、金融界のメガバンク時代を背景に巨大化しており、外資規制の緩和と撤廃、完全民営化株式完全放出のような事態をおこせば、株式市場原理のみでおこるNTTはじめ日本の通信企業への他国資本による吸収合併買収という最悪の事態も予想されることを忘れてはならない。

NTT社長はじめ聞かれる「NTT完全民営化すべき」との主張は、余りにも無防備な発言である。

- ③ ネットワークの守秘・安全の体制の確保について、国産・民間・個人
の総合的な協力による研究・防備と一元的管理が必要となる。
衛星通信を利用した国際的盗聴・傍受問題に対するわが
国ととの対応も必要である。国際協力による防止策も必
要となっている。
- ④ 緊急災害時における NTTグループの全国一元的管理能力を活
用する方策をとることを求めた。
- ⑤ 対外的な施策について、個別交渉方式よりも、国際的会議
での共同協議を重視してすすめるべきである。

付言すれば、今回の日米携帯電話交渉の経緯と結果は、
交渉当事者の苦勞は理解できるとしても、わが国の国会で
の改正法の議決の結果を軽んずるやごとき森首相はじ
め日本国側の首魁の責任は大である。国家主権を及みにじ
るに等しいアメリカ政府、ATTなどの行為は国際的な批
判を招くに充分である。

再発のないように国際的觀察からの対策が急務である。

官庁再編成に伴う郵政・電気通信主務官庁の位置づけを
以上述べた立場から再検討し、引き上げを強めることを求め
たい。

4. ユニバーサルサービスの確保について

- ① 公衆電気通信法以来、今日の電気通信新法、NTT会社
法(特に3条)の公衆性・義務の履行については、厳格に
守られることが必要である。
- ② 今日、国民にとって電話サービスは必要不可欠な生活基礎で
あるが、インターネット、携帯電話、パソコンも広く普及して

いる現状からユニバーサルサービスの対象とすべきである。
格差解消のための具体的な対策を求めたい。

③ 新たな通信手段・材料・サービスの全国普及のためにも、サービスの充実
と「不採算地も含めた全国各地にNTT直営の業務センター
の拡充が求められるが、NTT東西地域会社が現在おこな
っているNTT管業所窓口の統廃合計画は、これに逆行するもの
であり、直ちに中止を求める。

常態条件下は言わなければならない。四国全域で従来、一般利用者に
開放されて来た「営業窓口が」ゼロになることは、NTTの
責務から、又、分割再編時に全国均等のサービスは維持
する公的誓約をふみこじた二重暴挙といわなければならない
であり、強く抗議すると共に、計画の撤回、再検討を求め
たい。少子高齢化と地域経済の振興に悩む自治体や四
国、さらには全国の地方の利用者にとっては、緊急通報システム、
医療通信システムの充実、ナビド解析の具体的な実施の場
センターとして管業所の復活を望むものも多かった。

地域自治体や産業界、利用者やそれに従う従業員と
の十分な納得を得ようとして対策をすすめるべきだ。NTTの
責務があると信ずる。

④ ユニバーサルサービスは全ての通信業者への義務付けが求めら
れるべきである。実施計画からもNTT持株、東西地域会社が
担うことは大きい。NTTコムサービスなどの国内業務部門に
ついては法の適用が必要となる。

他の国内・外の通信業者に対しては、(一)サービス料などへの
規制、(二)接続料への反映、(三)ユニバーサル基金への拠
出義務付けによって公正を図る措置が緊急に求められる。

尚、ユニバーサル基金の自治体負担は、不採算地域や利用
者への二重取りであり、格差拡大を招くものがあり、反対する、むしろ
競争業者の負担とすべきである。

- ⑤ 同一サービスについて、地域間での料金水準格差は認められない。
- ⑥ 公共的責務の範囲の中、平成7年1月の関西大震災・三宅島噴火などの大規模災害時にあける通信の維持とこれに便する設備の維持、復旧、人員の確保の体制整備も含めることが必要である。
- ⑦ NTT持株会社の公共性・公益性から、「公益事業持株会社法」を別に制定する必要がある。PXリカのように
(公取委「米国における持株会社制度の検討」平成7年)

7. 利用者利益の確保方策 について

NTT持株会社化から一年余の実態から、「みずから事業を営むことなく、他の会社の株式を保有して、これらの会社を支配することを主たる事業とする会社」として持株会社・NTTは、利用者、とくに一般個人利用者にとっては、日に日に遠のくばかりの存在でいかなるなりつつある。

消費者保護・情報公開・経営民主化・モラルハザード^{不正}の取り上げられる 今日 次々これを求めた。

- ① 郵政省とNTTなど通信業者は、料金、安全性、守秘性の確保策、設備投資計画、資金調達計画などの情報公開とアクセス方法、意見反映の改善を求める。
- ② 電気通信審議会^{審議会}の運営と構成の公開性、民主性をたかめ、意見公募、公聴会も地方で多く開催する。

利益を享受する関係者の参加の制限など構成を公正にする
電力系通信会社をもつ電力会社相談役や自動車会社の
経営者や 協議会の会長など要職に就くことは、本人の公平
を別として、疑問をもちたい。

③ 国民を代表する国会の調査、監督権限を強化する。

④ NTT持株会社、東西地域会社と常設的に会議できる
「利用者会議」を設立することを義務づける。

また、各都道府県の支店と、それに対応するエリアの利用
者との間にも会議場を早急に設置することを求めたい。

連絡先

090-0855

松山市持田町 1-2-12

電通ビル 内

089-932-0007 (T.F)

国民のための電気通信をめざす常任県民の会

評議員 副会長

二宮 治夫

ニミヤ ハルオ